

# 令和8年度 松山市立湯山中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月6日改訂

## 【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、ときには、生命及び身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。したがって、湯山中学校では、全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの影響や問題について生徒の理解を深めることを旨とし、いじめ防止のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

## 【いじめ防止対策委員会】

### 【校内】

管理職、教務主任、  
生徒指導主事、  
学年主任、養護教諭、  
スクールカウンセラー

### 【家庭地域等】

P T A、学校評議員、  
公民館等  
青少年育成支援委員  
警察救助員

### 【外部専門家】

福祉総合支援センター  
松山東警察署  
弁護士

## 【関係機関】

松山市教育委員会  
子ども総合相談センター  
医療機関  
教育支援センター  
法務局  
愛媛大学等

## 【いじめ防止】

- ① 人権教育の充実を図り、自他を尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- ② 学級を基本とした人間関係づくりに努め、お互いを思いやり認め合えることができる学級経営に努めるとともに道徳教育の充実を図る。
- ③ 各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 全教職員でいじめの重大性を認識し、学校長のリーダーシップの下、全教職員が一丸となった指導体制を確立する。
- ⑤ 「教員のための学びの多様化ハンドブック不登校対応アクションプランデータ改訂版」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて研修を深める。
- ⑥ 生徒会活動において、「いじめ0の日」を毎月10日頃に定め、のぼり旗を持って登校時に呼びかける運動を行う。また、松山市主催「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加する。
- ⑦ 家庭やP T A、地域の関係団体と共に、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

## 【いじめ防止対策年間計画】

| 一学期<br>二学期<br>三学期 | いじめ防止対策校内委員会 | いじめ防止対策委員会（含地域保護者等）                                                                       | シブンミカタ<br>（学校生活アンケート） | 生徒会活動の推進<br>・挨拶運動<br>・いじめ0運動 | 人権教育、道徳教育の推進 | 互いを認め合う学級経営 | 教育相談の充実 |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------|--------------|-------------|---------|
|                   |              | ① 生徒理解（教育相談）に関する校内研修<br>② SNS・情報モラルに関する校内研修<br>③ いじめに関する校内研修<br>④ 人権・同和教育参観日<br>⑤ 小中合同研修会 |                       |                              |              |             |         |
|                   |              | いじめ防止対策委員会（含地域保護者等）                                                                       |                       |                              |              |             |         |

### 【早期発見】

- ① 「いじめ実態把握専用メール」の運用
- ② 毎月末にアンケート「ジブンミカタ（学校生活アンケート）」を実施する。（いじめる側への予防策の意味も含む。）
- ③ 教育相談を実施し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 相談機関等の周知を図る。学校以外の相談窓口（「松山市こども家庭センター」等）について周知する。
- ⑤ 生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・審議できる場を設ける。また、毎週、生徒指導部会を実施し、学年間の情報共有を密にする。

### 【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応  
いじめが疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ② いじめの実態調査  
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ③ 組織的な対応  
教職員は一人で抱え込まず、校内委員会へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、情報収集・指導・支援体制を組み、組織的に対応する。
- ④ ネット上へのいじめへの対応  
不適切な書き込み等については、警察に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑤ いじめられた生徒とその保護者への助言  
生徒から事情聴取を行い、その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、面談や家庭訪問等により正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ⑥ いじめた生徒とその保護者への助言  
生徒から事情聴取を行い、いじめが確認された場合には、組織的にいじめをやめさせ、その再発の防止措置をとる。さらに、状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得てから特別の指導計画（出席停止も含む）を実行するなど、警察等との連携も含め毅然とした対応を行う。また、その後の支援に努める。
- ⑦ 重大事態への対応と警察との連携  
教育委員会や警察に報告の上、学校又は教育委員会が組織を設け、調査を行う。そして、情報提供を行い、事実関係やその他必要な情報を提供する。

### 【家庭や地域に協力していただきたいこと】

|                     |                                                                                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭に協力して<br>いただきたいこと | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 日頃から、お子さんとの会話等、コミュニケーションを大切にしてください。</li><li>○ お子さんの様子が変わったと感じたら、学校に相談してください。</li><li>○ 「いじめは絶対に許されない行為である」という話をしてください。</li></ul> |
| 地域に協力して<br>いただきたいこと | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもは「地域の宝」です。地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけをお願いします。</li><li>○ いじめや、してはいけない行為を発見したら、ご指導をお願いします。</li></ul>                             |